

1. 件名：日本軽金属（株）の不適切行為に関する東北電力（株）の調査について
2. 日時：令和3年8月2日 10時00分～10時25分
3. 場所：実用炉監視部門会議テーブル
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
久光上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官

東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）

東京支社 総務グループ 課長ほか1名

5. 要旨

(1) 東北電力から、日本軽金属株式会社（以下「日本軽金属」という。）名古屋工場
で不適切行為のあったアルミ板製品について、東通原子力発電所での使用状況及び
使用にあたっての健全性の確認状況について、提出資料に基づき以下のとおり説明
があった。

- 東通原子力発電所1号機の高起動変圧器、低起動変圧器1A及び1Bの切換
開閉器頭部蓋の放圧板に使用されていることを調査により確認した。
- 当該の高起動変圧器及び低起動変圧器については、軽金属学会の知見、日本
軽金属による追加試験結果及び定期検査等による機器設置後の健全性確認か
ら継続使用しても問題ないと判断した。

(2) 原子力規制庁より、今後新たに不適切な事案が確認されたら報告することを依
頼した。

6. 提出資料

資料1：日本軽金属株式会社の不適切な行為に関する調査状況の報告について

以上